

大 槌 商 工 会

令和元年度会報 No.3

上閉伊郡大槌町新町 38-1

TEL : 0193-42-2536

FAX : 0193-42-3424

発行日 : 令和元年7月19日

商工会館の夏季休業について (8/14~16)

本会事務局は8月14日から8月16日の間、休業とさせていただきます。

これは、労働基準法の改正に伴い、2019年4月より全ての使用者に対して義務付けられた有給休暇付与の時季取得指定に対応するためです。

皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご了承を賜りますようお願いいたします。

＜有給休暇の年5日間の取得の義務化について（厚生労働省のチラシより）＞

●労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」（以下「計画的付与制度」という。）とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の夏季休業に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休業と組み合わせ、連続休暇に。

土日の休日や夏季休業に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせ、大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も可能です。

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
山の日 11	振替休日 12	夏季休業 13	夏季休業 14	夏季休業 15	計画的付与 16	17
18	7月31日 19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる。	労働者が自由に取得できる。

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる。	労働者が自由に取得できる。

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

岩手県労働局では、岩手働き方改革推進支援センターを設置し、有給休暇の取得、労使協定、就業規則の作成方法等労使間の様々な課題に対して相談に応じています。事業者の希望に応じ企業訪問等にも応じていますので、詳しくは商工会か下記へお問い合わせください。

岩手働き方改革推進支援センター 電話 0120-198-077【平日 9:00~17:00】

住所 : 020-0821 盛岡市山王町 1-1 岩手県社会保険労務士会内

Email : iwate-roumusikai@xvh.biglobe.ne.jp

岩手県移住支援事業に係る登録企業の募集について

大槌町産業振興課より周知依頼がありましたので、お知らせします。

岩手県では、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業の人手不足解消を目的として、東京圏から本県へ移住し就業又は起業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金（最大 100 万円）」を支給する事業を開始しております。この制度を活用するために企業の登録が必要ですが、町内で登録されている企業がないとの事です。是非ご検討いただき、ご登録をお願いいたします。

移住支援金の対象となる就業先法人

- ①官公庁でないこと。
- ②資本金10億円以上の法人でないこと。
- ③みなし大企業でないこと。
- ④本店所在地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外※であること。
（※東京圏内の条件不利地域にある企業を除く）
- ⑤雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は、反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

岩手県が定める要件（ア、イいずれかに該当すれば要件を満たします。）

- ア 以下①～⑪のいずれかに該当する分野（※）を主たる業務とすること
- ①成長ものづくり分野
 - ②農林水産業・地域商社分野
 - ③第4次産業革命分野
 - ④観光・文化・スポーツ・まちづくり分野
 - ⑤環境・エネルギー分野
 - ⑥ヘルスケア・教育サービス分野
 - ⑦福祉分野
 - ⑧建設分野
 - ⑨警備分野
 - ⑩運輸分野
 - ⑪その他、知事が特に重要と認める分野
- イ 以下の①～⑦いずれかの国及び県の認定制度等に参加・登録・認証等されていること
- ①ユースエール
 - ②くるみん・プラチナくるみん
 - ③えるぼし
 - ④いわて働き方改革推進運動
 - ⑤いわて女性活躍企業等認証制度
 - ⑥いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度、⑦いわて健康経営事業所認定制度

※4 地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業（地域の特性を活用した分野）に該当する分野（①～⑥）及び「人手不足」分野（⑦～⑩）

<地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業（地域の特性を活用した分野）に該当する分野（①～⑥）についての補足説明>

①成長ものづくり分野

自動車関連産業や半導体関連産業、医療機器関連産業をはじめとした、今後、成長・発展が期待される分野

②農林水産業・地域商社分野

農林水産業、農林水産物の加工業及び全国各地、海外に向けて販路を拡大している地域商社など、全県への波及効果が高い分野

③第4次産業革命分野

IT・システム関連産業とそれに関連した製造業など、地域のリーディング産業としての成長が期待される分野

④観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

観光、まちづくりなど、賑わいや地域経済の発展に資することが期待される分野

⑤環境・エネルギー分野

木質バイオマスや地熱、洋上風力・波力などの再生可能エネルギー事業、発電設備への部品供給等に係る関連産業など、新たな産業の集積が期待される分野

⑥ヘルスケア・教育サービス分野

森林・温泉などを活用したヘルスケアや、医療機器・IT関連産業の先端技術を活用した教育サービスなど、地域資源を活かした新たな産業創出が期待される分野

<岩手県作成のチラシより抜粋>

移住支援金事業の流れ（概略）



岩手県移住支援事業について参考 URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1019670.html>

<問合せ先>

岩手県商工労働観光部

定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当

電話 019-629-5588

大槌町役場 産業振興課 商工観光班

電話 0193-42-8725

女性部 活動報告「花いっぱい運動」を行いました。



6月25日（火）、大槌駅前において『コミュニティ花いっぱい運動』を開催いたしました。

本年度は近隣住民の皆様と商工会青年部、漁協女性部、観光交流協会、老人クラブ連合会等約60名でベゴニアの花苗をプランターへの植え替えと設置してあった他団体のプランター等の整備作業も併せて行いました。

今回、皆様のご協力により植えられた色とりどりの花が来町される方や地域住民の皆様の目を楽しませてくれると思います。

また、10月に花を植え替える活動を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。



活動中



町長にもご参加いただきました。

復興庁ハンズオン支援事業 合同営業作戦会議ワークショップを開催します。

本会・復興庁／復興庁岩手復興局では7月17日（水）にセミナー「営業のプロに学ぶ 販路拡大勉強会 in 大槌」を開催しました。これに続き、個別各社の商品について具体的な営業方法を検討するため、セミナー当日の講師を務めていただいた山田英司氏（山田英司事務所 営業設計コンサルタント）による「合同営業作戦会議ワークショップ」を下記のとおり開催することとなりました。先着10名となりますので、別紙チラシにてお申し込みください。

日時：令和元年8月7日（水）14:00～16:30

場所：大槌商工会館 2階研修室

参加費：無料（申し込みが必要です。別紙チラシにてお申し込みください）

青年部主催 「事業承継セミナーin 大槌」を開催いたしました。



7月12日（金）、おしゃっち多目的ホールにて青年部主催、東部ブロック青年部、本会共催による事業承継に関するセミナーを開催いたしました。

事業承継コンサルティング株式会社 コンサルティング部長 村上 章氏を講師にお招きし、国内の事業者の事業承継における現状と諸課題、経営者と後継者との関係、事業承継に関する国の施策や、商工会等の専

門機関の役割等、多岐にわたる話題を講義いただきました。

村上氏からは事業承継の重要ポイントは現経営者の気づきと対話、後継者の事業を引き継ぐ覚悟であるとお話いただき、質疑応答でも参加者より強い思いの質問があり、濃い2時間のセミナーでした。



←セミナー終了後、マスト元気村で村上氏も参加いただき、東部ブロック青年の交流会を行いました。参加された皆様ありがとうございます。

岩手県の経営者が全国と比べても高齢化が進んでおり、商工会でも「事業承継」に対する支援を進めております。

具体的には、「事業承継計画」の作成、専門家派遣による「事業承継税制」の活用、事業承継を支援する専門機関の紹介等を行っています。

事業承継は時間がかかると村上氏もおっしゃって
おりました。少しでも気になることがあれば、商工会までご相談ください。

会社やお店の10年後を
考えてみませんか?

「後継者がいない」「事業の引継ぎに不安がある」
県内の支援機関、金融機関では、企業の皆様の事業承継に関する相談に随時応じています。

例えば...

「後継者がいないので、事業を譲渡したい」
「後継者がいないので、事業を譲渡したい」
「どのような準備や対策が必要なのか知りたい」
「会社を譲り渡して、事業を拡大したい」
「親族や従業員に事業を譲渡させたい」

まずはご相談からスタートしましょう!